

○内閣府令第 号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の八の六第一項第四号の規定に基づき、  
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(金融商品取引業から除かれるもの)      第十六条 令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。      「一〇二 略」      二の二 法第二条第八項第三号に掲げる行為(同項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引に係るものに限る。以下この号において同じ。)のうち、商品先物取引法施行令(昭和二十五年政令第二百八十号)第二条第二号に規定する外国商品先物取引業者(金融商品取引業者及び法第三十三条第一項に規定する金融機関以外の者で、外国の法令に準拠し、外国において法第二条第八項第三号に掲げる行為を業として行う者に限る。)が、同項第三号に掲げる行為についての勧誘をすることなく、外国から、同令第二条第二号に規定する国内にある者の注文を受けて、当該者を相手方として行う同項第三号に規定する取次ぎ      「三〇十七 略」      「二〇11 略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(金融商品取引業から除かれるもの)      第十六条 「同上」      「一〇二 同上」      「号を加える。」</p> <p>「三〇十七 同上」      「二〇11 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

### (施行期日)

1 この府令は、公布の日から施行する。

### (罰則に関する経過措置)

2 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。